

岩手県立図書館の運営方針 期間：平成 31 年度から平成 35 年度まで

岩手県立図書館（以下「県立図書館」という。）は、図書館法の本質及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）に基づき、生涯学習の振興と文化の発展に寄与することを目的に、県立の図書館としての役割を果たし、県民のニーズに対応したサービスの提供に努めます。

1 図書館機能充実

- (1) 岩手県（以下「県」という。）と指定管理者が役割と責任を明確にした上で、連携協力を進め図書館としての一体性を保持しながら、利用しやすい施設を目指す。
図書館のサービス提供部門の運営を担う指定管理者は、図書館の運営方針等に基づき適切に業務を管理運営するとともに、県は指定管理者の管理運営が適切に行われているかを評価し、図書館機能が充実するように努める。
- (2) 図書館の運営上の課題を協議するため、図書館協議会を開催する。
- (3) アンケート等により利用者の意見を聞くよう努める。
- (4) 多様な利用者や住民に配慮したサービスの提供に努める。
- (5) 図書館機能の充実のため、図書館職員の資質の向上に向けた取組みを進める。

2 広報活動の充実

利用者の便宜を図り利用促進につなげるため、印刷物の発行やホームページ等を活用し広報等情報の発信に努める。

3 図書館資料の収集、整理、保存及び活用

- (1) 県民の需要を広域的かつ総合的に把握し、図書館資料として相応しい資料や情報を収集、整理し、保存するとともに活用を図り、県民の利用に供していく。
- (2) 県民の利用を促すために、所蔵資料に係る目録等の整備を進める。
- (3) 郷土資料の収集、整理等を重点的に実施し、ホームページにより情報提供を図るとともに、資料の保存に当たってのデジタル化を進める。
また、郷土資料講座等を実施して活用に取組む。
- (4) 引き続き東日本大震災津波関係の記録を収集するとともに、本県の過去の災害関連資料と併せ、利活用できるよう資料整理を進める。その結果を震災関係資料コーナーやホームページ等で情報発信するとともに、関係機関と連携しながら保存活用を図る。
- (5) 古文書等の貴重資料について適切な整理を行い、その保存活用を図るとともに、デジタルライブラリーいわてにより公開し、いわての文化の情報発信に努める。

4 相談機能の維持充実

- (1) 県民の図書館を利用した学術研究活動、生活上の課題や地域課題の解決支援に向けて、図書館資料を活用して支援するレファレンスサービスを提供する。
- (2) レファレンス事例データベース等、郷土資料に関する各種データベースを充実し、情報を提供する。

5 今日的課題への対応

少子化、超高齢社会、人口減少及び産業振興等、本県における今日的課題の解決に資するよう努める。

6 学習機会の提供と読書活動の奨励

- (1) 図書館資料を活用した企画展示等により学習への契機づくりを進める。
- (2) 関係団体との連携により読書週間を設け各種関連事業を実施するほか、県内の読書サークル等への図書館資料の貸し出しや読み聞かせ会の実施等により県民の読書活動が進むよう取組む。
- (3) 読書活動、調べ学習及び就労体験実習等、学校教育の支援を行う。

7 市町村支援及び連携

- (1) 市町村図書館等のニーズを踏まえつつ、図書館運営に関する助言等を行うとともに、協力貸出や協力レファレンス等の支援を行う。
- (2) 図書館を取り巻く様々なテーマについての調査研究を、市町村図書館等と共同で実施する。
- (3) 県内の図書館間の相互協力を推進する。
- (4) 東日本大震災津波等により被害を受けた県内の市町村立図書館等に必要な支援を行う。
- (5) 市町村立図書館等職員のための研修講座を実施するなど、職員の知識・技能等の習得を支援する。

8 関係団体等との連携

- (1) 岩手県図書館協会、岩手県読書推進運動協議会を通じて読書活動奨励等が全県的な活動となるよう県内図書館や関係団体等との連携を進める。
- (2) 図書館以外の社会教育施設等との連携を強め、情報提供等のサービスの提供に努める。
- (3) いわて県民情報交流センター（以下「アイーナ」という。）内施設等と連携しながら県立図書館利用者の満足度向上に努める。

9 利用者の安全安心の確保

- (1) 災害や事故等の発生時における利用者の安全を確保するための対応マニュアルを作成し、日頃の訓練等を通じて迅速・適切に対応できるようにする。